

令和9年度岩手県中学校新入生学習状況調査実施要項

岩手県教育委員会事務局学校教育室

1 調査趣旨

- (1) 中学校第1学年（義務教育学校第7学年含む。／以下、本要項において同様）の生徒一人一人の学習の定着状況を把握し、その結果を基に中学校3年間の指導計画の作成及び指導の充実を図る。
- (2) 各小学校（義務教育学校含む。／以下、本要項において同様）において、出題趣旨と出身学校別の調査結果資料から小学校での学び全般の実態を捉え、今後の教科指導に生かす。
- (3) 全県的な規模で小学校修了段階における学習の定着状況を把握するとともに、明らかになった学習のつまずきを分析し、学習面における中1ギャップへの対応と、今後の中学校3年間の授業改善に生かしながら、本県児童生徒の学力向上に資する。

2 調査内容

(1) 教科調査、生徒質問調査

生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム（以下「MEXCBT」という。）によるオンライン方式（以下「CBT」（= Computer Based Testing）という。）で実施する。

中学校第1学年及び義務教育学校第7学年 国語・数学、生徒質問調査

3 調査対象

当該学年全生徒を対象に調査を実施する。

- ・知的障がいのある教育課程で学習している生徒については、生徒本人、保護者と合意形成を図りつつ、学校長が調査の実施の有無について判断する。
- ・支援を必要としている生徒に対しては、生徒本人、保護者と合意形成を図りつつ、学校長の判断により、別室での調査実施や時間延長など必要な配慮を行う。
- ・県立特別支援学校中学部第1学年の生徒のうち、希望する者に対して調査の機会を提供する。

4 調査実施日

(1) 教科調査・生徒質問調査

①期日 令和9年5月のうち、学校の定める1日（予定）

②時間 1教科につき、50分間とする。

※生徒質問調査は、質問項目内容の関係上、教科調査終了後の「帰りの会」等の時間に実施すること。

5 調査範囲

小学校第6学年までの学習内容とする。

6 調査結果の取扱い

(1) 各学校の取組について

- ① 各学校においては、調査結果を十分に分析し、結果を基に事後指導を行うこと。
- ② 問題等については、令和8年1月15日付け教学第1644号「過去の諸調査問題の活用ガイドライン」（令和8年1月改定）に基づき、適切な活用を積極的に行うこと。具体的には、評価問題等の教材として活用することが考えられること。
- ③ 内容の定着状況を踏まえ、検証改善サイクルの視点から、自校の指導計画等の改善を図り、指導と評価の一体的な充実に生かすこと。

(2) 調査結果の情報提供について

県教育委員会は、次の①～③について本調査の集計・分析シートを作成し、各市町村教育委員会及び各学校に情報提供する。

- ① 各中学校に対して、県全体及び学校の状況、生徒の状況
- ② 各小学校に対して、卒業生の本調査結果による学校の状況
- ③ 市町村に対して、県全体及び市町村の状況、所管する学校の状況

(3) 調査結果の公表について

県教育委員会は、調査結果を研修事業の推進等、今後の教育施策に生かすため、県全体の状況について公表する。（各市町村及び学校の結果については、公表しない。）

調査結果が、学校・学級間の序列化及び競争につながらないように十分に留意するものとする。

7 調査実施に当たって

(1) 実施スケジュール

主な実施項目	県教委等	学校	
事前検証（サンプル問題）	4月上旬に学校へマニュアルを配付する。	・5月上旬～中旬に実施し、短答式・記述式問題を採点する。 ・選択式問題は自動採点される。	
本調査	4月中旬に学校へマニュアルを配付する。	令和9年5月のうち、学校の定める1日（予定）に実施する。	
	教科調査	・実施3ヶ月前に搭載申請をする。 ・配信可能日は別途連絡する。	・実施前日までに生徒の端末へ問題配信 ・MEXCBTで実施
	生徒質問調査	・実施3ヶ月前に搭載申請をする。 ・配信可能日は別途連絡する。	・教科調査と同日にMEXCBTで回答
	採点		・実施後1週間以内に短答式・記述式問題を採点する。 ・選択式問題は自動採点される。
	生徒の結果確認	・すべての学校が採点したことを確認し採点結果を処理	・6月上旬までに結果の確認ができる。 ・生徒は各自の端末から自身の結果を確認できる。 ・学校は教員の端末から生徒の結果を確認できる。 ・結果の分析を行う。
県全体の集計結果	・6月中旬に県全体の集計結果を配付する。		

(2) MEXCBTを使用するための事前準備

- ① MEXCBT利用の手順は学習eポータルのマニュアルを確認
利用している学習eポータルにより、MEXCBTの利用手順は異なることから、詳細は学習eポータルのマニュアル等を参照すること。
- ② MEXCBTに関する問い合わせは所管する市町村教育委員会へ行うこと。

(3) 相談体制

- ① 市町村教育委員会においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- ② 県教育委員会は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せ等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

8 その他

(1) 事前検証マニュアル及び本調査マニュアル、集計・分析シートの運用要項等については、後日通知する。

(2) 個人情報の保護等について

- ① 学校教育室及び学校教育室が委託した民間機関は、生徒の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- ② 県教育委員会が委託した民間機関は、個々の生徒を識別することを目的として、市町村教育委員会及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。